

議案第84号

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月8日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年養父市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を、「修了したもの」の次に「(放課後児童支援員の業務に従事することとなった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)」を加え、同項第1号中「第12条の4第5項」を「第12条の5第5項」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第84号 養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の4第5項</u>に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものを<u>(放課後児童支援員の業務に従事することとなった日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)</u>でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）<u>第12条の5第5項</u>に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認められたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>